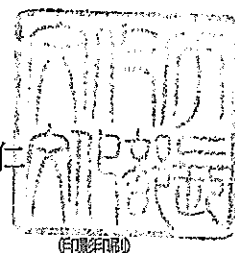


24庁文第322号
平成24年12月10日

各都道府県宗教法人事務担当課長 殿

文化庁文化部長

大木高仁



非訟事件手続法の施行とこれに伴う宗教法人法の一部改正について（通知）

平成23年5月25日、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）が公布され、また、同日公布された非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年法律第53号）によって、宗教法人法（以下「法」という。）の一部が改正され、平成25年1月1日に施行されます。

ついては、改正法の施行について、別添のとおり、各文部科学大臣所轄宗教法人代表役員宛て通知しましたので、貴都道府県におかれても所轄宗教法人に対して御周知くださるよう、よろしくお取り計らい願います。

（本件担当）

文化庁文化部長宗務課宗教法人室法規係

所在地：〒100-8959

東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

電話：03（5253）4111（内3038）

FAX：03（6734）3819